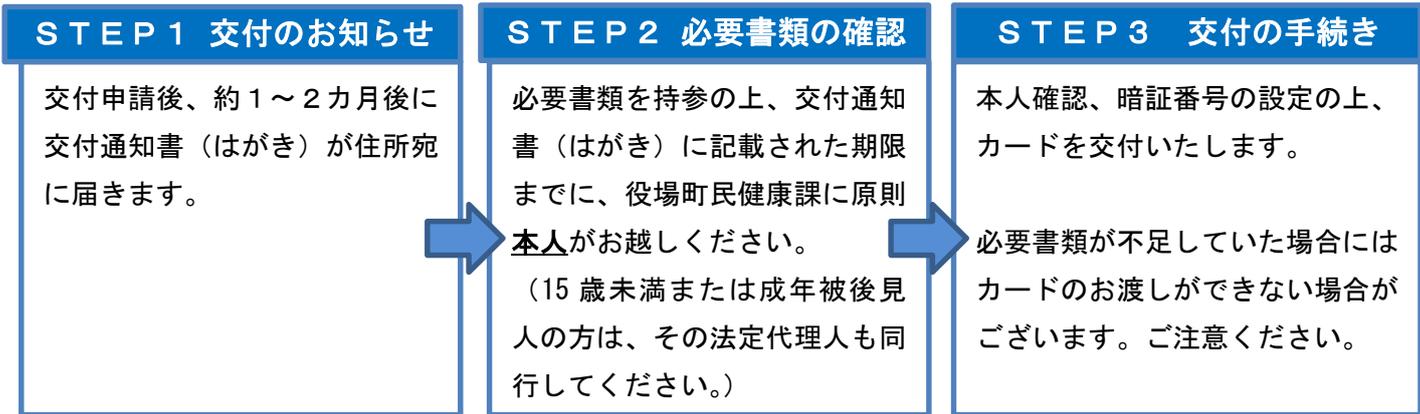




# マイナンバーカードの受取について



マイナンバーカードは、顔写真が表示された公的な身分証明書となり、マイナンバーを証明する書類ともなります。その受取は必要書類をはじめ厳格な手続きとなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## パターン1：本人が受取をする場合

＜本人確認書類＞ 原本かつ有効期限内のもの（※）に限ります。

<p><b>必要書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交付通知書（はがき）</li> <li><input type="checkbox"/> 通知カード （紛失の場合は窓口でお申出ください。）</li> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類 【Aを1点】または【Bを2点】お持ちください。</li> <li><input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード又はマイナンバーカード（お持ちの方のみ）</li> </ul>	<p><b>A</b> （顔写真あり）</p> <p>マイナンバーカード（※）、住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、養育手帳、在留カード（写真あり）、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書</p>
	<p><b>B</b> （主に顔写真なし）</p> <p>健康保険証（資格確認証）、介護保険の被保険者証、年金手帳（年金証書、基礎年金番号通知書等含む）、社員証、学生証、医療受給者証（こども、重度等）、在留カード（写真なし）、個人番号カード顔写真証明書（裏面参照）など ※「氏名＋生年月日」もしくは「氏名＋住所（最新の住所に限る）」が記載されているものに限ります。</p>

※マイナンバーカードは有効期限を過ぎたものでも本人確認書類（A）の1つとなります。

## パターン1-1：本人（15歳未満または成年被後見人の方）が受取をする場合

法定代理人が同行し、上記の必要書類に加えて、以下の書類をお持ちください。

<p><b>必要書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 法定代理人の本人確認書類 【Aを1点】または【Bを2点】お持ちください。</li> <li><input type="checkbox"/> 戸籍謄本（全部事項証明書）（15歳未満の場合のみ） （同一世帯の親又は鳩山町に本籍がある方は不要です。）</li> <li><input type="checkbox"/> 登記事項証明書（成年被後見人の場合のみ）</li> </ul>	<p>15歳未満の方は<u>父母</u>（父母が離婚している場合は親権者）、<u>成年被後見人の方は成年被後見人がそれぞれ法定代理人となります。</u></p> <p>15歳未満または成年被後見人の方のみでは受取ができません。</p>
--	---

＜本人が来庁することが困難な場合は、裏面を参照ください＞

## パターン2：本人の来庁が困難な場合（代理人が受取をする場合）

### 必要書類

- 交付通知書（はがき）
- 通知カード（紛失の場合は窓口でお申出ください。）
- 本人の本人確認書類（※）  
【Aを2点】または【A・Bそれぞれ1点ずつ】または  
【Bから3点（うち写真つき1点以上）】
- 代理人の本人確認書類（※）  
【Aを2点】または【A・Bそれぞれ1点ずつ】
- ※パターン1（表面）に記載の書類を参照ください。
- 住民基本台帳カード又はマイナンバーカード（お持ちの場合のみ）
- 来庁が困難な（代理交付の要件に該当する）ことを証する書類  
（医師の診断書、障害者手帳、施設入所を証する書類（入所契約書等）、学生証（高校生の方）、母子手帳（妊婦の方）等）
- 注）その他の書類で要件に該当すると判断ができる場合は不要です。
- 戸籍謄本（全部事項証明書）（18歳未満の場合のみ）  
（同一世帯の親又は鳩山町に本籍がある方は不要です。）
- 登記事項証明書（成年被後見人・被保佐人・被補助人の場合のみ）

本人が病気や身体の障がい、高齢や未成年（高校生以下）であるといったやむを得ない理由により、来庁が困難な場合に限り、代理人がカードの受取をすることができます。

仕事が多忙・通学といった理由は認められません。

代理人の受取が可能な方は下記のとおりです。

原則として、下記以外の方は本人の来庁が必要となります。

### ○任意代理人（法定代理人以外）の方が受取をする場合のご注意

- ・必ず交付通知書（はがき）を全ての箇所（※）を記入いただいた状態でお持ちください。  
窓口で記入いただくことはできません。未記入の箇所がある状態で持参いただいても、カードのお渡しはできません。ご不明点等あれば、事前にお問い合わせください。
- ・代理人の方に暗証番号をお伝えすることはできません。必ずお控えを事前にご用意ください。

※本人の住所・氏名、代理人の住所・氏名及び下部の暗証番号全てとなります。

### ○その他のご注意

- ・紛失等の自己都合による再発行の場合は、再交付手数料1,000円がかかります。
- ・必要な本人確認書類が用意できない（所持していない）場合は、町HPに掲載しております「個人番号カード顔写真証明書」を使用できる場合（※）がありますので、ご確認ください。
- ・「個人番号カード顔写真証明書」は、本人確認書類「B」（顔写真つき）に該当します。

※施設に入所されている方や18歳未満の方、成年被後見人の方の受取の場合等に使用することができます。

### 代理人の受取が可能な方

- ・ 病気、身体に障害のある方
- ・ 成年被後見人
- ・ 被保佐人または被補助人
- ・ 高校生以下の方
- ・ 75歳以上の方
- ・ 身体以外の障害のある方
- ・ 施設入所者
- ・ 要介護または要支援認定者
- ・ 長期出張者（国内外問わない）
- ・ 海外留学生
- ・ 妊婦の方
- ・ その他（町長が認める場合）

### 土・日曜日の開庁について

平日の来庁が難しい方のために、月に1回、マイナンバーカード関連の手続のため、土・日曜日に臨時開庁しております（電話での事前予約制）。

日程等、詳しくは町HPもしくは広報紙をご確認ください。

### 【問い合わせ】

町民健康課 戸籍・住民担当

TEL：049-296-5891（直通）